本件事業の完成により、必要な幅員が確保された２車線の幹線道路が東西方向に整備され、丘陵地帯における南北道路が集約されることから、農業交通及び一般交通の通行の安全が確保される他、受益地内の農業用道路網の機能が向上することから、走行時間が短縮され、営農の効率化や走行経費の節減が図られる。また、各生産地の一体性が強化されることにより、広域的果樹団地の育成が可能となることや、営農の効率化により労働時間が短縮されることから農業者の営農意欲の向上につながるなど、農業の振興が促進される。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、受益地内の農業道路網の機能向上を主な目的として、道路構造令による第３種第４級の規格に準拠して２車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、受益地の中央付近を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、山側を通過するルート案及び川側を通過するルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は、住家の支障物件がなく農地の取得必要面積も最も少ないため、宅地及び農地の土地利用の面で地域に与える影響を最小限に抑えられること、工事の施工性に優れていること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、丘陵地帯を南北に走る県道、市道及び町道等は幅員狭小区間が相当あり、車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線の市町の長をもって構成される紀の川左岸広域農道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県橋本市役所及び同県伊都郡九度山町役場

○土地収用法第二十六条の二第二項の規定による告示

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

第１　起業者の名称　大阪外環状鉄道株式会社

第２　事業の種類　おおさか東線鉄道建設工事（大阪府大阪市城東区蒲生二丁目地内から同区新喜多二丁目地内まで及び同区鴫野東二丁目地内から同区永田一丁目地内まで）、これに伴う西日本旅客鉄道片町線及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　大阪府大阪市城東区蒲生二丁目、新喜多二丁目、鴫野東二丁目、鴫野東三丁目、天王田、新喜多東二丁目、放出西三丁目及び永田一丁目地内

２　使用の部分　大阪府大阪市城東区鴫野東二丁目、鴫野東三丁目及び放出西三丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府大阪市淀川区西中島五丁目地内から八尾市龍華町二丁目地内までの延長20.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「おおさか東線鉄道建設工事、これに伴う西日本旅客鉄道片町線及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「おおさか東線鉄道建設工事」（以下「本体事業」という。）は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第４項に掲げる第三種鉄道事業であり、また、本体事業の施行により遮断される西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」という。）片町線（以下「片町線」という。）の従来の機能を維持するための付替工事は同条第２項に掲げる第一種鉄道事業であり、いずれも法第３条第７号に掲げる鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である大阪外環状鉄道株式会社は、鉄道事業法第３条第１項の規定に基づきおおさか東線（旧大阪外環状線、以下「本路線」という。）に係る同法第２条第４項に規定する第三種鉄道事業の免許を受けており、同法第８条第１項の規定に基づく工事施行の認可並びに同法第８条第３項及び同法第10条第３項の規定に基づく工事完成期限の延長の認可も取得している。

また、本件事業に要する費用については、国及び関係地方公共団体からの補助金や自己資金等により確保されていることから、大阪外環状鉄道株式会社は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、ＪＲ西日本新大阪駅（以下「新大阪駅」という。）を起点とし、ＪＲ西日本放出駅等11駅を経由してＪＲ西日本久宝寺駅（以下「久宝寺駅」という。）に至る延長20.3㎞の旅客線である。

本路線が通過する大阪市都心部の東側外縁部（以下「大阪東部地域」という。）では、都心部に近いという利点を活かし、既成市街地の再生や都市機能の拡充による新しいまちづくりが進められている。

一方、大阪東部地域における現在の旅客鉄道網は、大阪市都心部に対して放射状にＪＲ西日本線、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）線、阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）線、京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）線及び大阪市交通局地下鉄（以下「地下鉄」という。）線が整備されているが、それら各鉄道路線を有機的に結ぶ南北方向の旅客鉄道が未整備であるため、各鉄道路線間の移動や国土交通軸である新幹線への接続点となる新大阪駅へのアクセスが、都心部を経由した乗り換え回数の多い不便なルートとなっている。